



第29回

確定申告を機にマイナンバーの扱いを見直しましょう。



Profile プロフィール

田中卓也税理士事務所
代表税理士・CFP認定者

田中 卓也

1991年税理士試験合格、都内の税理士事務所に勤務後、2004年税理士事務所を開業。事前予約・事務所来所であれば相談無料とする「お試し相談」を開業以来継続中。

マイナンバーは「官」に渡る書類にだけ記入するもの

平成28年分の確定申告から、申告書に納税者本人・控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者・住民税の計算に影響する16歳未満の扶養親族のマイナンバーを記載することになりました。ただし、同じ確定申告書でも、マイナンバーを載せるものと載せないものがあります。(1)税務署に提出する申告書、(2)本人控え、(3)税理士事務所控えの計3通の申告書のうち、マイナンバーを載せるのは「(1)税務署に提出する申告書」だけでかまいません。これは、マイナンバーを利用するものが「官」、いわゆる税務署や市区役所に限られるからで、控えの書類にマイナンバーは必要ないですし、むしろ記載することで情報漏えいのリスクが高まってしまいます。

マイナンバーの揃っていない確定申告書も実は收受される

マイナンバーが記載されていない確定申告書でも、税務署は書類として收受することになっていて、「不備がある」と突き返されるわけではありません。例えば、勤務先へのマイナンバー開示を拒否した従業員がいたとしましょう。その場合、「○月○日に、本人より『セキュリティに不安があるのでマイナンバーの開示を拒否します』という申告があった」といった記録を残しておき、勤務先がその経緯を説明できるようにしておきましょう。

従業員には必要なことをあらかじめ知らせましょう

マイナンバーは「何のために収集するか」という目的を明示せずに收拾してはいけません。ですから、従業員の理解を深め、混乱を防ぐためにも、あらかじめ文書などで必要なことを知らせておくといいですね。

- 源泉徴収票や、確定申告書作成のためにマイナンバーが必要なこと
- 最終的にマイナンバーを利用するには「官」(税務署や市区役所)だということ
- 情報漏えい対策のため、本人に配布される書類にはマイナンバーを載せないこと
- マイナンバーの使用目的は「税」「社会保障」「災害対策」に限られていること

これだけ押さえていれば、年末調整や確定申告だけでなく「店舗などで会員登録のためにマイナンバー開示を求められても応じる必要はない」といったことも自然にわかるはずです。